三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字土林二一五・二一六の一・二二四の一・二二六の一・二三一の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月二十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　広島県三次市作木町大津字井手平一六二の一、一六九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字井手平一六二の一・一六九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月二十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　広島県三次市三若町字城山二〇八の一、二五二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字城山二〇八の一・二五二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月二十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町栗字梶屋谷三二一、字大久保谷三五〇の一、字溝下三五二、三五四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字梶屋谷三二一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百八十三号

指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第十三条の五の規定により、同規則第十三条の二第三項第二号及び第三号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十三条の十七第二号の規定により公示する。

平成二十四年十月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　登録番号
自動車検査用機械器具登録校正実施機関第一号
二　変更後の登録校正実施機関の名称及び住所
一般社団法人　日本自動車機械工具協会
東京都新宿区大久保一丁目一番七号高木ビル三階
三　変更後の登録校正事務を行う事務所の名称及び所在地
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　本部
東京都新宿区大久保一丁目一番七号高木ビル三階
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　札幌支所
北海道札幌市北区北三十六条西四丁目二番五号第二泊ビル二〇六号
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　仙台支所
宮城県仙台市宮城野区高砂一丁目二十七番地の三
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　新潟支所
新潟県新潟市中央区沼垂東一丁目六番二号
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　新潟支所金沢分室
石川県金沢市大豆田本町ハ十七番地二扉川ＭＩビル二一三号
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　大宮支所
埼玉県さいたま市北区宮原町四丁目二番地八第二益山ビル二階
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　東京主管支所
東京都新宿区新宿七丁目二十二番五号
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　横浜支所
神奈川県横浜市都筑区池辺町三七五七番三自動車会館二階
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　名古屋支所
愛知県名古屋市昭和区滝子町二十九番十九号愛知県自動車会館東館三階
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　大阪支所
大阪府東大阪市長田東三丁目三番三十二号東洋交易ビル三階
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　広島支所
広島県広島市西区観音新町一丁目十八番九号第二菱興ビル二階
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　広島支所岡山分室
岡山県倉敷市鳥羽八十番地十八中庄コリーヌ西　Ｆ一〇一
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　高松支所
香川県高松市松島町一丁目十三番十号カントビル三階
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　福岡支所
福岡県福岡市博多区諸岡三丁目二十五番二号杵の川ビル一〇二号
四　変更の日
平成二十四年十月二十九日

○国土交通省告示第千百八十四号

船員法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年国土交通省令第八十三号）の施行に伴い、平成四年運輸省告示第六百八十一号（船員法施行規則第七十七条第四項の規定による三年以上甲板部の勤務に従事したものと同等の能力があるものとして運輸大臣が告示で定める基準を定める等の件）は、廃止する。

平成二十四年十月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎